

第六十一号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区  
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区立東篠崎児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

隣接地に移転予定の江戸川区立東篠崎公園と一体の公園として整備し、江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）により設置する都市公園として位置付けるため、江戸川区立東篠崎児童遊園を廃止する必要があるもので、本案を提出いたします。